平成２４年（フ）第１３９０５号
東京都渋谷区恵比寿２丁目28番10号　秀ビル2327
破産者　株式会社エヌ・エヌ・ワン
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９０６号
埼玉県川口市大字石神1812―４
破産者　久保井　悟
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６８号
宮城県刈田郡蔵王町宮字松ケ丘320番地16メゾンブルーリバース201
破産者　大山　洋悦
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１８号
熊本県球磨郡相良村大字川辺2235番地
破産者　新堀　孝臣
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1778番地２
破産者　杉山　広幸
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第２７０号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上1830番地194
破産者　雨田　俊哉
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
青森県弘前市大字堅田３丁目12番地２、住民票上の住所青森県弘前市大字桔梗野２丁目９番地８
破産者　水戸　光宣
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２２８号
秋田市土崎港東１丁目３番26号　緑ヶ丘ボーデイングハウス103号
破産者　佐藤　隆行
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３号
秋田市太平寺庭字寺庭204番地４
破産者　高橋　英則
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７６号
秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字谷地181番地７
破産者　渡邉　真一
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
福島県南相馬市原町区小川町20番地の３　県営小川西団地２号棟102号室
破産者　増田　成也
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１３５号
茨城県日立市十王町友部3064番地の22
破産者　本馬　恵慈
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８号
埼玉県白岡市小久喜731番地５、破産手続開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩993番地６
破産者　荒井　守夫
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３８号
埼玉県川口市並木４丁目12番３号　パークタウン川口青木公園201号
破産者　三宅　政志
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９８号
さいたま市南区辻８丁目26番１号　３―304
破産者　堀尾　和雄
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６２号
埼玉県朝霞市西原１丁目８番33号　シルクシャトレ303号
破産者　星すみの江
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０３号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―636号
破産者　平澤あや子（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３５号
さいたま市大宮区三橋１丁目583番地１　大成第３ハイツ305号
破産者　谷口　典生
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
長野県飯田市鼎上山1793番地14
破産者　小林　秀利
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部